

全国

ぜんこく  
しぎかいじゅんぽう平成21年 12月25日  
(2009年) 毎月3回5の日に発行第1746号  
定価 1部20円

発行 全国市議会議長会

〒102-0093  
東京都千代田区河町2-4-2  
代表 TEL 03(3262)5234  
旬報 TEL 03(3262)2309  
発行人 大竹 邦実

http://www.si-gichokai.gr.jp

## 市議会旬報

説明資料抜粋

平成21年10月15日

## 平成22年度地方交付税の概算要求の概要

## 【要求の考え方】

三党連立政権合意・民主党マニフェストに基づき、交付税率の引上げを要求するとともに、事項要求を含め、地方交付税総額（出口ベース）を1兆円以上増額

三党連立政権合意書・民主党マニフェスト  
○「地域主権」を確立し、第一歩として、地方の自主財源を大幅に増やします。  
○地方が自由に使えるお金を増やし、自治体が地域のニーズに適切に応えられるようにする。

## 【要求内容】

- (1)財源不足は折半で補てんし、国負担分相当額について交付税率を引上げ3年間固定し、地方団体の予見性を高める。  
○国負担相当額 4兆3,207億円（交付税率43.9%）
- (2)平成23年度以降の2年間の財源不足の変動は臨時財政対策債で調整し、地方財政の自律性を高める。
- (3)三位一体改革で削減された地方自主財源を復元する（事項要求）。なお、前提として、8月仮試算から補助事業の一定割合の削減を見込んでいる。  
○復元額 所得税税源移譲額の交付税率相当額  
※試算額 所得税の8%相当＝1兆1,512億円

写真・右奥は本会の五本会長  
原口大臣が冒頭あいさつ



## 原口プランの実現に期待

## 予算・地域主権で総務相と会合

本会会長の五本幸正・富山市議会議長ら地方六団体の代表は12月17日、総務省内において原口一博・総務大臣と会合を開いた。主なテーマは22年度予算編成関連について。冒頭、あいさつに立った原口総務相は、12月14日に初会合を開催した地域主権戦略会議Ⅱ3面に関連記事Ⅱを話の中心に据え、基本的な考え方などについて説明した。

14日の会議で原口大臣は、平成22年夏までに「地域主権戦略大綱」を策定し、▽国と

地方六団体  
どの実現に向けた過程を工程表として取りまとめ、提示していた。本会の五本会長は、

地方の協議の場の始動と法制化▽国が地方を縛る「義務付け・枠付けの見直し」――な

としていくため、本会としても大いに期待している」と発言し、高く評価した。  
また、子ども手当等について「全額国費で賄うように」と訴え、政府内の一部で囁かれる地方負担案を牽制した。

## 見直し案 意見集約できず

## 議員年金制度検討会が報告書

総務省

総務省の地方議会議員年金制度検討会（座長Ⅱ大橋洋一・学習院大学法務研究科教授）が12月21日、メルパルク東京での第6回検討会で報告書をまとめた。

最後に、平成23年には年金給付が不能と見込まれることから、早急な対応を期待する、と結ぶ。

第4回でA案、B案が示され、第5回では全国市議会議長会が、A案B案ともに受け入れられない、とし本会案を提案。本会案に対し、学識委員の賛同は得られず、報告書は、本会の考え方とは異なる

検討会の最後にあたり、藤田委員（市議会議員共済会特別顧問・広島市議会議長）は、「検討会の意見の集約ができ

都道府県議会議員共済会、町村議会議長会の考え方など各論併記となり、検討会としての意見集約はできなかった。

「検討会の意見の集約ができなかったことは残念。これから総務省において見直しについての方針が取りまとめられるときには、ぜひとも本会案で取り組みがなされることを強く求めるもの」と述べた。

提案についても、国民の理解が得られないのではないかと、地方議員年金は、強制加入

検討会報告書の概要は、次号にて掲載予定。全市議会に報告書を送付する。



検討会に臨む藤田市共済会特別顧問（左から2人目）

# 高速道路の整備促進を

## 高速協議会が緊急要望運動

全国高速自動車道市議会協議会(会長〓仲道俊寿・大分市議会議長)は12月15日、平成22年度政府予算編成が大詰めを迎えるなか、高速道路建設促進に関する緊急要望活動を行った。

要望実現に向け、仲道会長と副会長の小野寺一知・名古屋市議会議長は実行運動を実施。竹歳誠・国土交通審議官はじめ、金井道夫・国土交通

省道路局長、西脇隆俊・国土交通省道路局次長、国会関係では橋本聖子・自民党組織本部長代理に面談、要望した。緊急要望では▽高規格幹線道路網と地域高規格道路の整備促進▽補正予算見直しにより執行停止とされた6区間の4車線化事業の着実な実施▽高速道路通行無料化の慎重な対応▽自動車関係諸税の暫定税率維持――を求めた。



中央(代理)部長橋本聖子(自民党組織本部)と小野寺副会長(大分市議会)の仲道会長と橋本副会長に面談する。

なお、政府が12月22日に決定した22年度税制改正大綱では、ガソリン税の暫定税率の水準を当分の間、現状水準で維持するとされた。

## 基地 調整 交付金の満額確保を

### 基地協が予算編成向け要望運動

全国市議会議長会基地協議会(会長〓浦日出男・佐世保市議会議長)の役員は12月16日、来年度基地関係予算の所要額確保に向け、基地関係国会議員に面談、要望するなど実行運動を展開した。

要望には①基地交付金・調整交付金の概算要求額満額確保(総務省所管)②基地周辺対策経費の所要額確保(防衛省)――の2点を掲げ、浦会

長はじめ副会長の宮忠志・恵庭市議長、相談役の大野聰・福生市議長、菊地弘・大和市副議長が実行運動を行った。総務省所管の基地・調整両交付金は、固定資産税の代替として交付されている。これまで3年ごとに増額されており、併せて防衛省所管の特定防衛施設周辺整備調整交付金も増額されている。22年度はこの増額の年となっているた

## 行事予定

▽1月7日 都市行政問題研究会  
役員予備選考委員会  
(午後4時、ルポール麹)

町  
▽1月14日 地方財政委員会  
正副委員長会議  
(午後4時、大洲市)

## 郵政改革見直ししてヒア

政 府



松山・本会副会長がヒアの場で意見陳述

政府の郵政改革推進室は12月11日、東京・永田町合同庁舎で郵政改革に関するヒアリング会を開催。全国市議会議長会など地方六団体はじめ、日本消費者協会、全国銀行協

会など多方面から、郵政民営化実施後の問題点・課題等について意見を聴取した。会議では、大塚耕平・内閣府副大臣(金融、郵政改革)、長谷川憲正・総務大臣政務官らが出席する中、本会から副会長の松山俊弘・福井市議会議長が出席し意見を述べた。松山副会長は、郵政3事業(郵便・貯金・保険)が平成19年10月、「郵政民営化法」に基づき民営化されたことに伴い、過疎地区の住民や高齢者を中心に、不便を強いられるケースが増加したとの意見が多いと指摘。改革の見直しに当たり、郵便・貯金・保険の基本的なサービスについて、生活弱者を含め地域住民の生活の利便性に支障が生じないよう、必要な措置を講ずるよう求めた。



渡辺・総務副大臣(中央)に要望  
大串・財務政務官(中央)に要望



これからの意見を踏まえ政府は、来年の通常国会に提出する予定の「郵政改革法案(仮称)」に反映させたい考え。

お知らせ  
本紙1月5日付第1747号は、第1748号と併せ、1月15日付第1747・48号として発行します。

子ども手当の地方負担についての共同声明

本日、平成22年度の子ども手当の概要が明らかになった。政府から示された案によると、平成22年度限りの暫定措置として子ども手当と児童手当とを併給する方式とし、児童手当の地方負担が継続して求められることとなった。また、平成23年度に向けあらためて国と地方の役割分担、経費負担のあり方等について「地域主権戦略会議」等で議論することとされた。

我々地方は、鳩山政権が掲げる「地域のことは地域が決める」地域主権の理念からすれば、国と地方の役割分担を明確にし、保育所のようなサービス給付については、それぞれの地域の実態に応じた形で地方自治体の創意工夫により地方が担当すべきである一方、子ども手当のような全国一律の現金給付については国が担当し全額を負担すべきと主張してきた。2つの手当の併給方式はこのような考え方の整理がなされておらず、地域主権の理念があいまいなものとなったことは誠に残念である。

また、住民生活に密着した厚生労働行政の多くは地方自治体が担っており、国と地方との信頼・協力関係を基礎に成り立つものである。「子育て応援特別手当」の一時的な支給取りやめという地方軽視の決定に続き、今回さらに子ども手当の決着に至る過程で、所管である厚生労働大臣から地方に一切協議・説明もなかったことは極めて遺憾である。

平成23年度以降の子ども手当の本格的な制度設計に向けては、国と地方の十分な協議を行うことを求める。その上で、国が全額を負担すべきであるとの地方の主張に沿って、役割分担を明確にした制度が実現されることを強く望むものである。

なお、平成22年度における制度設計に当たっては、地方の意見を踏まえ市町村に事務負担が生じないよう十分配慮するとともに、システム開発経費を含む事務費等については全額国庫負担とすることを強く求める。

平成21年12月23日

地方六団体

関係閣僚折衝で

平成22年度地財対策決着 子ども手当でに地方負担

原口総務相が12月23日、菅副総理、藤井財務相と折衝した結果、平成22年度地方財政対策が決着した。また、同日、地財対策の折衝を行った三者に長妻厚労相を加え、「子ども手当」に関し折衝した結果、現行の地方負担による児童手当を継続し、両手当を併給することが決まった。両手当の併給方式は、22年度限りの暫定措置とする。地財対策の決着により22年度の地方交付税は、出口ベースで対前年度比1・1兆円増の16・9兆円。臨財債を加えた実質的な交付税額は対前年度比3・6

25年夏に推進大綱策定

地域主権戦略会議が初会合

総理官邸で12月14日、鳩山総理が議長、原口総務相兼地域主権担当相が副議長を務める「地域主権戦略会議」の初会合が開かれ、地域主権の確立に向けた今後の工程案（原口プラン）が示された。

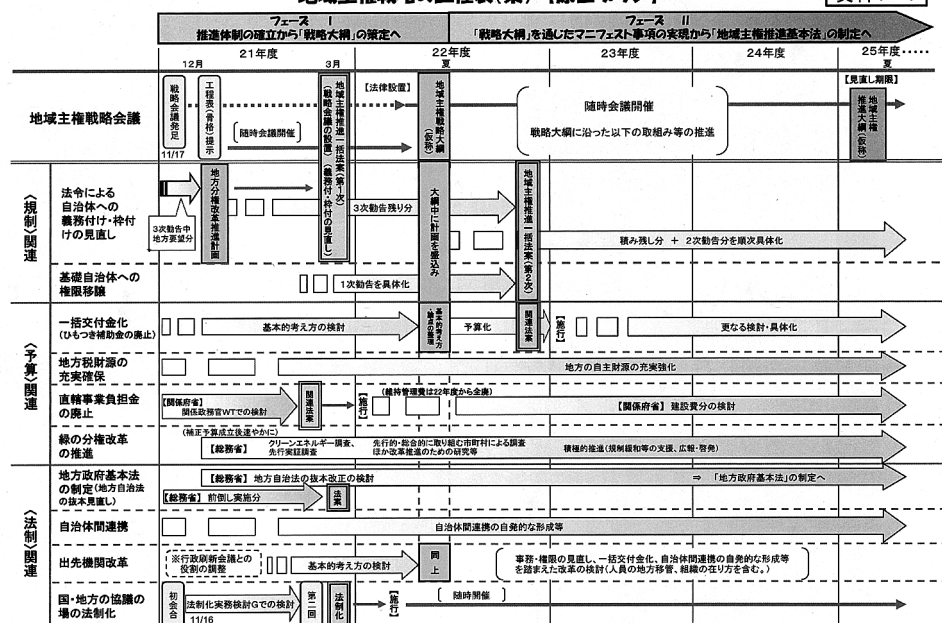
掲げた政権公約。財源は、政府が歳入の見直しを進め、捻出する見込みだった。しかし最終的には、22年度限りの暫定措置とされたものの、地方に負担を強いる内容となった。地方六団体は同23日、手当支給を巡る政府の合意を受け、共同声明Ⅱ左上Ⅱを発表した。

今回、示された原口プランでは同会議の発足を起点に、地域主権に向けた手順をフェーズ1とフェーズ2に区分。課題を▽規制関連▽予算関連▽法制関連の3つに分類し議論を進め、平成25年夏には「地域主権推進大綱（仮称）」を集成として策定する予定。

3課題を改革するため、同会議には、国と地方の役割分担を明確化する機能が求められる。翌週23日には関係閣僚による折衝で、「子ども手当」Ⅱ右に「関連記事Ⅱ」に関する23年度以降の取り扱いを、同会議の場で議論

地域主権戦略の工程表(案)【原口プラン】

資料4-1



されることとなるなど、果たすべき使命は重い。9月16日の鳩山内閣発足直後に閣議決定した「地域主権について」には、「地域主権」が地方自治体の首を絞めるような結果になつては本末転倒（中略）国が担うべき役割は、国が率先して実行する」と明記されている。23年度以降では「子ども手当」が本末転倒とならないよう、折るばかりだ。

# 黒字基調で病院経営

## 滝川市(北海道)

地域医療の中核を担う自治体病院。基礎的医療のほか、高度医療や救急医療などにも取り組み、まさに地域住民にとって「命の砦」ともいうべき存在として日夜、良質な医療サービスの提供に努めているところだ。

自治体病院経営が極めて厳しい状況に置かれる中、黒字基調で病院経営を続けているのが滝川市です。過去6年間の経常収支をみても、15年度、18年度、19年度、20年度が黒字。なか特別な対策があるのだろうか。秘訣があれば教

えてもらいたいと考え、市立病院の事務部長へ本紙が率直に尋ねたところ、回答は予期しない言葉「特別なことはしてません」が返ってきました。

## 政 市 ニュース

## 病院機能評価 で認定証交付

### 道内市立病院 では6番目

しかし、地域住民の健康と命を守ることが最大の使命である自治体病院は、不採算医療をも担わざるを得ません。赤字経営に陥りやすい体質を内包しているといえます。

総務省の「公立病院に関する財政措置のあり方検討会」

全国的な傾向と同様、自治体病院経営の環境が容易でない状況は、滝川市も例に漏れ

### 【病院概要】

|                 |                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名 称             | 滝川市立病院                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 所在地             | 〒073-0022<br>北海道滝川市大町2丁目2番34号                                                                                                                                                                                                                                          |
| 開設年月日           | 昭和9年11月                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 標榜科目            | 内科、小児科、外科、整形外科、産婦人科、皮膚科、泌尿器科、耳鼻咽喉科、眼科、精神神経科、麻酔科（ペインクリニック）、放射線科、リハビリテーション科                                                                                                                                                                                              |
| 許可病床数           | 350床（一般病床300床、精神科病棟50床）                                                                                                                                                                                                                                                |
| 看護等の体制          | 1. 一般病棟 10対1 入院基本料<br>2. 精神病棟 15対1 入院基本料<br>10対1 看護補助加算<br>3. 夜間<br>各病棟に2人以上の看護師を配置                                                                                                                                                                                    |
| 指定・認定を受けている医療制度 | ・健康保険法<br>・国民健康保険法<br>・結核予防法<br>・児童福祉法<br>・高齢者の医療の確保に関する法律<br>・生活保護法<br>・船員保険法<br>・労働者災害補償保険法<br>・麻薬及び向精神薬取締法<br>・戦傷病者特別援護法<br>・小児慢性特定疾患治療研究事業<br>・身体障害者福祉法<br>・母子保健法<br>・公害健康被害の補償等に関する法律<br>・原子爆弾被害者に対する援護に関する法律<br>・特定疾患治療研究事業<br>・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律<br>・障害者自立支援法 |

真っ先に着眼される人員整理や人件費抑制についても、同市が特別な措置を講じているわけではありません。市立病院を支える職員334人（21年4月1日現在）は誰一人欠けることなく、今日も地域医療への使命を胸中に刻み職務に励んでいることでしょう。

「小さなことの積み重ねに努めている」と事務部長は語ってくれました。こまめな消灯、事務用品の節約、医療器具の入れ替えサイクルのロングライフ化。小さなことの積み重ねが、黒字基調の経営に寄与している割合は大きいようです。

この結果、北海道空知管内では初めて、道内の市立病院

ません。しかしながら黒字基調の経営を続ける滝川市。経営環境の安定を図るうえで、

このほか滝川市立病院の経営効率化では、財団法人「日本医療機能評価機構」が実施している病院機能評価の果たした役割も見逃せません。滝川市立病院が同機構の認定証交付を受けたのは、17年6月のこと。▽病院組織の運営と

さらに滝川市立病院では、現行の経常黒字水準の維持を目標に掲げた「公立病院改革プラン」を20年度に策定しました。対象期間は21年度から25年度まで。期間途中の23年度には、同じ敷地内で建設を進める新病院へ移動するた

### 解説

#### 【病院機能評価】

財団法人 日本医療機能評価機構が実施する医療機関への第三者評価。病院をはじめとする医療機関の機能について、学術的観点から中立的な立場で評価する。第三者評価の実施により、次に掲げる効果を期待することができる。

○医療機関が自らの位置付けを客観的に把握でき、改善すべき目標も、より具体的・現実的なものとなる。

○医療機能について、幅広い視点から、また蓄積された情報を踏まえ、具体的な改善方策の相談・助言を受けることができる。

○地域住民、患者、就職を希望する人材、連携しようとする他の医療機関への提供情報の内容が保証される。

○職員の自覚と意欲の一層の向上が図られるとともに、経営の効率化が推進される。

○患者が安心して受診できる医療機関を増やすことになり、地域における医療の信頼性を高めることができる。

なお、第三者評価の結果は、報告書として取りまとめられ、医療機関に対する問題点を指摘するとともに、改善の方向性も示される。問題点の改善に努め成果を上げている医療機関には認定証が発行され、院内に掲示することによって、医療に対する信頼を向上させることができる。

同機構は、厚生労働省、日本医師会、全国自治体病院協議会、日本歯科医師会、日本看護協会、健康保険組合連合会、国民健康保険中央会などの団体や、個人から出資を募り、運営されている。設立は平成7年7月27日。